

徳島県告示第四百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和七年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
3 6	日和佐上那賀	那賀郡那賀町古屋字釜床 二四番一地先から 同 一一番一地先まで	旧	三・七〇六・六	六八・六
		同 那賀郡那賀町古屋字釜床 二四番一地先から 一一番二地先まで	新	八・六〇九・八	六八・六